

青森県警察鉄道警察隊運営規程

昭和62年3月25日  
本部訓令第10号

改正	平成元年9月本部訓令第16号	平成13年3月本部訓令第7号
	平成14年3月本部訓令第11号	平成15年12月本部訓令第33号
	平成16年3月本部訓令第1号	平成22年11月本部訓令第13号
	平成23年5月本部訓令第12号	平成24年3月本部訓令第4号
	平成28年3月本部訓令第3号	

警察本部  
警察学校  
各警察署

青森県警察鉄道警察隊運営規程を次のように定める。

青森県警察鉄道警察隊運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 鉄道警察隊に、本隊及び分駐隊（以下「分駐隊等」という。）を置く。

(名称及び位置)

第2条の2 本隊の活動拠点とする施設として新青森駅分室を設置する。

2 分駐隊等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(隊員)

第2条の3 鉄道警察隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる（初任補修科を修了していない者を除く。）。

(1) 本隊の隊員には、警察本部生活安全部地域課に所属する警察官のうち鉄道警察隊勤務を命ぜられた者及び青森警察署に所属する警察官のうち青森駅前交番勤務を命ぜられた者

(2) 弘前分駐隊の隊員には、弘前警察署に所属する警察官のうち弘前駅前交番勤務を命ぜられた者

(3) 八戸分駐隊の隊員には、八戸警察署に所属する警察官のうち八戸駅前交番勤務を命ぜられた者

(活動範囲)

第3条 鉄道警察隊の活動範囲は、列車、駅その他の鉄道施設及びその周辺とする。

2 分駐隊等の担当区域は、別表第2のとおりとする。ただし、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）が必要と認めたときは、当該担当区域を超えて活動できるものとする。

(任務)

第3条の2 鉄道警察隊は、鉄道施設において個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止、その他鉄道に係る公共安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

(服装)

第3条の3 鉄道警察隊長及び隊員は、鉄道警察隊の任務を遂行するときは、制服を着用し、警察庁長官の定める標章を当該制服に装着して勤務しなければならない。ただし、地域課長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(活動)

第4条 隊員は、警ら活動、警戒警備活動、警乗活動及びその他の活動に当たるものとする。

(警ら活動)

第4条の2 警ら活動とは、鉄道施設において、犯罪の予防、検挙及び各種事故の防止を主たる目的として徒歩又は鉄道警察用無線自動車により行う活動をいう。

(警戒警備活動)

第4条の3 警戒警備活動とは、鉄道施設において、当該施設に対する人為的破壊を防止し、列車の安全な運行を確保することを主たる目的として徒歩又は鉄道警察用無線自動車により流動警戒、駐留警戒等重点的な警戒警備を行う活動をいう。

(警乗活動)

第4条の4 警乗活動とは、県内及び関係県警察との協議に係る区域において、列車内等における犯罪の予防、検挙及び各種事故防止を主たる目的として列車に乗車して行う活動をいう。

(その他の活動)

第4条の5 その他の活動とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 分駐隊等の付近において行う立番、見張り及び在所による警戒活動
- (2) 現場臨場、被疑者の同行その他事件、事故等の初動措置のための活動
- (3) 鉄道施設における雑踏警備活動
- (4) 列車による現金、その他の物品の輸送警備活動
- (5) 列車による危険物の輸送の取締り活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）又は地域課長が必要と認める活動

(勤務制)

第5条 隊員の勤務制は、三交替制勤務とする。ただし、地域課長は、必要に応じ三交替制勤務以外の勤務制を命ずることができる。

2 前項ただし書により、三交替制勤務以外の勤務を命ずるときは、本部長の承認を得なければならない。

(鉄道警察用無線自動車)

第6条 分駐隊等に、鉄道警察用無線自動車を配置する。

2 鉄道警察用無線自動車は、鉄道施設における事件、事故等の初動措置、警ら活動その他地域課長が必要と認める場合に運用するものとする。

(運用計画等)

第7条 地域課長は、鉄道警察隊の効率的な運用を図るため、事件、事故の発生状況等を勘案して、毎月、翌月の運用計画を策定するものとする。

2 地域課長は、前項の運用計画に基づき、毎月25日までに、翌月の勤務計画を策定するものとする。

(事件等の処理範囲)

第8条 隊員が当たる事件、事故等の初動措置の範囲、初動措置要領及び引継ぎ要領は、別に定める。

(応援派遣)

第9条 所属長は、警察業務の遂行のため必要があるときは、本部長に鉄道警察隊の派遣を要請することができる。

(警察署等との関係)

第10条 鉄道警察隊は、警察署その他の関係所属と緊密な連携を保たなければならない。

(鉄道事業者等との連携)

第11条 地域課長は、鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）と緊密な連絡を図るため、連絡担当者を指定するものとする。

2 地域課長は、鉄道事業者等に対して、鉄道に係る公安の維持のため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(他県警察との連携)

第12条 青森県警察以外の都道府県警察の管轄区域にわたる鉄道警察隊に係る事務の処理の適正を図るため、鉄道警察隊に、連絡主任者を置く。

2 連絡主任者には、地域課長の指名する者をもって充てる。

(教養訓練)

第13条 地域課長は、毎月1回以上隊員を招集して、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄道警察隊の事務に必要な専門的な知識及び技能について、教養訓練を行うものとする。

(巡回指導)

第14条 地域課長又は地域課長が指名する者は、随時分駐隊等を巡回し、必要な指導教養及び監督を

行うものとする。

(資料の整備)

第15条 地域課長は、鉄道警察隊の活動に資するため、鉄道沿線、鉄道に関する統計等の資料の収集に努めるとともに、常に活用できるよう整備しておかなければならない。

(備付簿冊)

第16条 分駐隊等には、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 鉄道基礎資料簿
- (2) 活動計画綴
- (3) 活動日誌
- (4) 警乗日誌
- (5) 事件等処理引継簿

第17条 この規程に定めるもののほか、鉄道警察隊の運営について必要な細目的事項は、地域課長が定める。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年本部訓令第33号)

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年本部訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年本部訓令第13号)

この訓令は、平成22年12月4日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、同年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年本部訓令第12号)

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年本部訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年本部訓令第3号)

この訓令は、平成28年3月26日から施行する。

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
本隊	青森市柳川一丁目1番1号
新青森駅分室	青森市大字石江字高間140番地2
弘前分駐隊	弘前市大字駅前町17番地6
八戸分駐隊	八戸市大字尻内町字館田2番地2

別表第2 (第3条関係)

分駐隊等名	担当区域
本隊	東北新幹線 (新青森駅から八戸駅までの区間) 北海道新幹線 (新青森駅から青函トンネル北海道県境までの区間) 奥羽本線 (青森駅から川部駅までの区間) 津軽海峡線 (中小国駅から青函トンネル北海道県境までの区間) 津軽線 (青森駅から三厩駅までの区間) 青い森鉄道線 (青森駅から野辺地駅までの区間)
弘前分駐隊	奥羽本線 (川部駅から秋田県境までの区間) 五能線 (弘前駅から秋田県境までの区間) 津軽鉄道線全線 弘南鉄道線全線
八戸分駐隊	東北新幹線 (八戸駅から岩手県境までの区間)

大湊線全線

八戸線（八戸駅から岩手県境までの区間）

青い森鉄道線（野辺地駅から岩手県境までの区間）